

Q & A

令和2年6月26日作成

申請等について											
だれでも申請できますか？	本事業における対象者は、以下の6つの要件をすべて満たす者としてします。 ① 市内で商工業を営む中小企業者（中小企業基本法第2条第1項に規定する者）等であること。 ② 原則、令和2年4月7日以前から事業を行っていること。 ③ 市税の滞納がないこと。 ④ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する営業を行っていないこと。 ⑤ 暴力団などとの関係がないこと。 ⑥ フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業でないこと。 【参考】 中小企業者の範囲は下表の通りとします。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>業種分類</th><th>中小企業基本法の定義</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造業その他</td><td>資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員数が300人以下の会社及び個人</td></tr> <tr> <td>卸売業</td><td>資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員数が100人以下の会社及び個人</td></tr> <tr> <td>サービス業</td><td>資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員数が100人以下の会社及び個人</td></tr> <tr> <td>小売業</td><td>資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員数が50人以下の会社及び個人</td></tr> </tbody> </table>	業種分類	中小企業基本法の定義	製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員数が300人以下の会社及び個人	卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員数が100人以下の会社及び個人	サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員数が100人以下の会社及び個人	小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員数が50人以下の会社及び個人
業種分類	中小企業基本法の定義										
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員数が300人以下の会社及び個人										
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員数が100人以下の会社及び個人										
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員数が100人以下の会社及び個人										
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員数が50人以下の会社及び個人										
特定非営利法人(NPO 法人) も対象となりますか？	市内において法人税法上の収益事業で、商工業を行っている特定非営利活動法人、一般・公益社団法人、一般・公益財団法人が対象となります。										
国の「新しい生活様式」に沿って行われる新しい事業とは具体的に	国が示した「新たな生活様式」の実践例の（３）日常生活の各場面別の生活様式及び（４）働き方の新しい										

にどのようなものですか？	スタイルに拠りますが、具体的な例として、 ・通信販売を開始するためのホームページ制作費 ・対面支払いを避けるための食券販売機の設置費 ・配達サービス開始のための車両改造費 ・キャッシュレス決済導入のための決済端末整備費 などが考えられます。 ※厚生労働省：新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」の実践例 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html
4月8日以降に開業したが対象となりますか？	4月7日以前から事業を営んでいた事業者が対象です。4月8日以降に開業した場合は、原則対象となりません。
糸島市に住んでいますが、店舗は福岡市内にあります。対象になりますか？	対象外です。糸島市内に店舗や事務所を有していることが要件となります。
店舗は糸島市内にありますが、市外に住んでいる場合、申請できますか？	市内に店舗、事務所を構えていれば申請対象となります。
市税の滞納がないものとありますが、具体的に何を提出すればよいですか？	「市税に滞納がないことの証明書」の提出をもって確認します。糸島市役所市民課で証明書を取得してください。
福岡市に住んでおり、糸島市で事業を行っていますが、市税に滞納がないことを証する書類はどこで取得できますか？	糸島市が発行する、市税に滞納がないことを証する証明書が必要となります。
現在の事業内容のわかる書類とはどのようなものですか？	営業許可証やホームページの画面、パンフレット等事業内容がわかるものです。
個人事業主も対象になりますか？	補助金の対象となる要件を満たしていれば、対象となります。
フリーランスで活動しています。対象となりますか？	補助金の対象となる要件を満たしていれば、対象となります。
屋号がない個人事業主は対象となりますか？	補助金の対象となる要件を満たしていれば、対象となります。
何度でも補助を受けられますか？	1事業者につき、1事業限りです。

申請書に押す印鑑は、スタンプ印でも大丈夫ですか？	スタンプ印は、認められません。必ず朱肉を押した申請者の印鑑（認印でも実印でもどちらでも可）を押して申請してください。
法人格をもって事業を行っています。申請書の印鑑は個人印でもよいですか？	法人の登記された代表者の印鑑で申請書に押印していただく必要があります。
補助対象事業費の下限額はないのですか？	下限額は設定していませんが、補助は 1 事業者につき 1 事業限りですので、よく計画して申請してください。
本補助金と既存の糸島市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金はどちらも申請できますか？	どちらも申請可能です。
本補助金と既存のがんばる中小企業者応援補助金はどちらも申請できますか？	「がんばる中小企業者応援補助金」に申請したものとは重複しない事業内容の取り組みであれば、今回の補助金に申請することは可能です。
対象経費について	
需用費について、会議での弁当代は補助対象になりますか？	食糧費については、補助対象と認められません。
新しい生活様式に対応した新たな取り組みに含めて、既存の事業内容についても補助金の対象にしてよいですか？	新しい生活様式に対応した新たな取り組みの部分のみが補助金の対象となります。
役務費について、広告・チラシ作成費は補助対象になりますか？	通常の事業での広告等の作成費は認められませんが、新しい取り組み等をPRするものであれば補助対象となります。また既存事業と合わせて広告、チラシを作成する場合は、新しい取り組み部分のみ対象となります。
委託費について、新商品開発を業者に委託する場合、補助対象になりますか？	補助対象となります。
使用料及び賃借料について、機械装置等のリース費用は補助対象になりますか？	リース期間が補助対象期間内（令和3年2月28日まで）であれば、補助対象になります。会議開催時の施設の使用料も対象となります。
工事請負費について、リフォームでも補助対象になりますか？	単なるリフォームは補助対象と認められませんが、この補助金の目的に合致した店舗改装費、看板設置費などは対象となります。

原材料費について、新たなメニュー開発のための材料費は補助対象になりますか？	「新しい生活様式」に対応するためのメニュー開発であれば補助対象になります。 ただし、一般的な料理をメニューに加えるための開発用の材料費は補助対象と認められません。
備品購入費について、パソコンの購入は補助対象になりますか？	リモートワークを導入する、新たにインターネット通販を開始する等、補助金の目的に沿った備品の購入と認められれば補助対象になります。ただし実績報告においても備品購入により事業成果が出ていることを明確に報告していただく必要があります。
カウンターやテーブルに感染防止のためのアクリル板仕切りを設置したいが補助対象となるか？	事業性のある事業計画であれば、補助対象となります。
デリバリー、テイクアウト用の使い捨て容器は補助対象となりますか？	継続的に使用できない、使い捨て容器は補助対象となりません。
団体用の大皿をやめて、一人用の小皿を揃えようと思うが、補助対象となるか？	補助対象となります。従前、大皿による料理提供をしていたことがわかる資料を添付してください。(写真、メニュー表など)
個人タクシーで新たに買い物代行配達をします。保冷クーラーなどは対象となりますか？	補助対象となります。
デリバリー用の車両購入は補助の対象となりますか？	原動機付自転車、軽車両（自転車）は対象となります。汎用性の高い自動車は対象外です。
トイレの改修は対象となりますか？	この補助金の目的に合致する店舗改修に伴うものであれば対象となりますが、トイレの改修のみでは対象となりません。
テイクアウトアプリ（第3者運営会社）を利用して行う場合、月額使用料も対象になりますか？	月額使用料などのランニングコストについては、対象外です。
E C サイト導入の費用は対象となりますか？	補助対象となります。
デリバリー委託時の配達手数料は補助対象となりますか？	配達手数料は対象となりません。
補助金交付等について	
事業実施前に補助金を受けるこ	交付決定後、概算払請求により、事前に補助金を受け

とができますか？	取ることができます。ただし、概算払が可能な額は、補助金交付決定額の2分の1以内の額となります。
事情により、補助事業を変更（中止）することはできますか？	可能です。ただし、市に承認申請が必要です。
当初の予定より事業費が安価で済んだ場合は、どうなりますか？	実績報告により最終的な事業費を報告したうえで補助金額を確定します。すでに概算払いで交付している額より安価で済んだ場合は、その差額を返還していただきます。
その他	
本補助金は課税対象になりますか？	所得税や法人税の課税対象になります。
支払いを確認できる書類を廃棄してしまった場合、申請は可能ですか？	対象経費に該当していても、領収書など支払いが確認できる書類がない場合は、補助対象と認められません。再発行などで対応していただくようお願いいたします。